

令和7年度 第2回 佐世保市地域自立支援協議会

令和8年3月26日（木） 18：30～20：30（予定）

佐世保市中央保健福祉センター 3階デイケア室

会次第

1 開 会

2 議 事

- (1) 日中サービス支援型共同生活援助の運営状況等に関する報告について
- (2) 各専門部会の令和7年度事業報告及び令和8年度事業計画について

3 報 告

指定就労継続支援B型事業所の新規指定調整について

4 閉 会

改正

令和2年3月19日条例第7号

佐世保市地域自立支援協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、佐世保市附属機関設置条例（平成30年条例第40号）第2条第1項の規定により設置される佐世保市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、本市の障害福祉に係る次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 相談窓口の中立及び公平性の確保に関すること。
- (2) 支援が困難である事例の対応のあり方に係る協議及び調整に関すること。
- (3) 関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 障害者の生活を支える地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害者の権利擁護等に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者の代表者
- (2) 障害福祉サービス事業者の代表者
- (3) 保健・医療関係機関の代表者
- (4) 教育・雇用関係機関の代表者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) その他障害福祉に関わる者で、市長が必要と認めるもの

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条の2 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会において必要があると認めた場合は、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

佐世保市地域自立支援協議会 委員名簿

(令和8年1月20日現在)

(順不同・敬称略)

【任期：令和6年10月1日～令和9年9月30日】

	氏名	団体名	役職等
1	鎌田 加代子	佐世保市相談支援事業所連絡会	相談支援専門員
2	井手 嘉弘	長崎県北地区施設交友会	会員
3	山村 美南子	佐世保市医師会	理事
4	大町 江里	長崎県立佐世保特別支援学校	副校長
5	山崎 愛	佐世保地区障がい者就労支援協議会	代表
6	丸山 貴志	長崎国際大学	講師
7	橋本 優花里	長崎県立大学	教授
8	富永 健三	佐世保市社会福祉協議会	課長補佐
9	伊藤 雄三	佐世保市民生委員児童委員協議会連合会	理事
10	上田 崇仁	佐世保市肢体障害者協会	副会長
11	後藤 郁子	佐世保市視覚障害者協会	副会長
12	村上 美和子	長崎県ろうあ協会佐世保支部	女性部長
13	久保 寿光	佐世保市内部障害者協議会	会長
14	溝口 一彦	佐世保市手をつなぐ育成会	評議員
15	林 敦子	精神障がい者家族会ゆみはり会	副会長

佐世保市地域自立支援協議会

佐世保市地域自立支援協議会

【役割】協議会は、本市の障がい福祉に係る次に掲げる事項について調査審議する中核的な協議の場

- ・相談窓口の中立及び公平性の確保に関すること
- ・支援が困難な事例の対応のあり方に係る協議および調整に関すること
- ・関係機関のネットワーク構築等に向けた協議に関すること
- ・障がい者の生活を支える地域の社会資源の開発及び改善に関すること
- ・障がい者の権利擁護に関すること、その他市長が必要と認めた事項に関すること

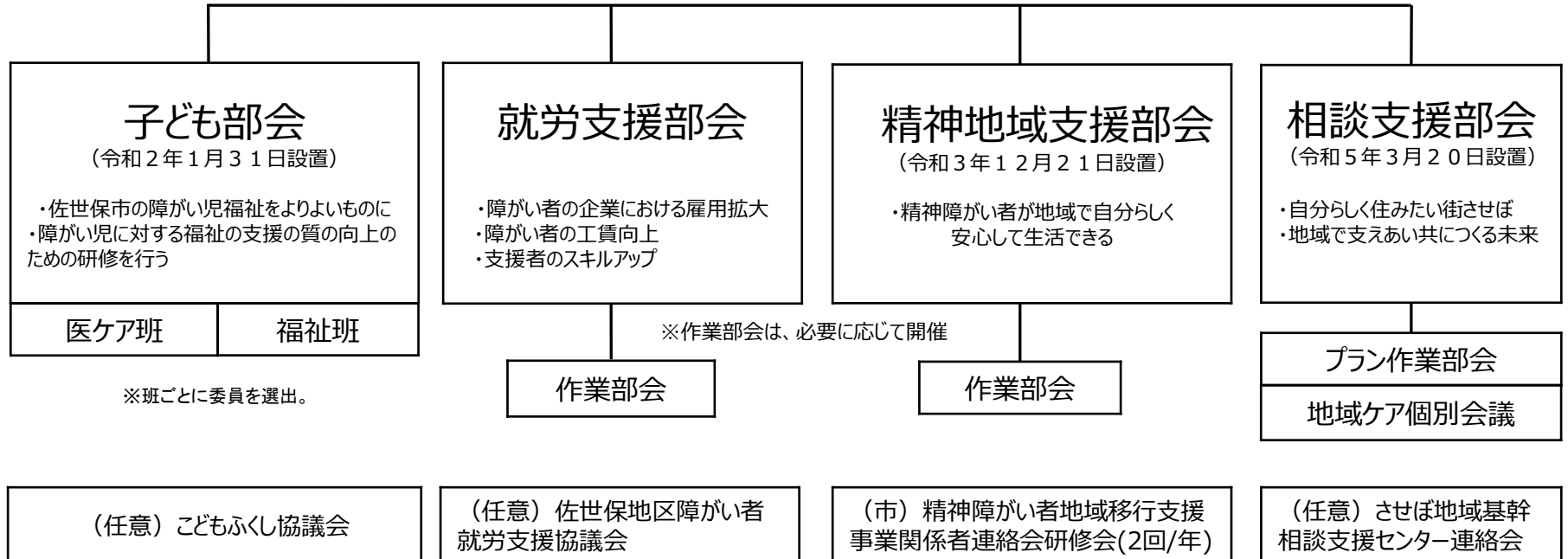
【構成】障がい者等の福祉、医療、教育または雇用に関連する関係団体等の関係者15名以内（任期3年）

【会議】年2～3回

※根拠法令等：障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第89条3、佐世保市地域自立支援協議会条例

佐世保市地域自立支援協議会専門部会

地域課題を抽出、課題解決に向けての協議、自立支援協議会への提案・報告



■専門部会名 子ども部会

■部会員

(医ケア班構成員) 小児科医1名、訪問看護1名、親の会1名、相談支援事業所1名、障がい児通所事業所2名、支援学校1名、幼稚園保育園2名
児童発達支援センターさんりんしゃ、教育委員会、保育幼稚園課、すこやか子どもセンター、子ども政策課、地域福祉推進室、医療政策課
オブザーバー：長崎県医療的ケア支援センター

※令和7年度は、オブザーバーとして、医療型短期入所施設であるかれこれ先生のこどもクリニックにも参加を依頼。

今後も議事により、参加を依頼する機関あり。

(福祉班構成員) 親の会1名、相談支援事業所1名、障がい児通所事業所2名、支援学校1名、子ども支援課(学童担当課)、保育幼稚園課、
すこやか子どもセンター、子ども発達センター、教育委員会、ファミリーサポートセンター

※構成員は、協議内容等により今後も追加予定。議事によってオブザーバー参加を依頼する機関あり。

■目的

子どもに関わる関係機関が集まり課題について協議し、佐世保市の障がい児福祉をより良いものとする。
障がい児に対する福祉の支援の質の向上に向けた研修を行う。

■活動内容

医ケア班 2回/年の会議

- <第1回> 9/9(火) ・学校における医療的ケアについて(医療的ケア担当職員不在時、災害の対応)
 - ・医療系ケア担当職員の雇用や配置について
- <第2回> 3/3(火) ・医療的ケア児の通所事業所、児童発達支援について
 - ・医療的ケア児の家族からのニーズについて
 - ・報告事項(医療型短期入所の現状について、重症心身障害児短期入所支援事業について、長崎県医療的ケア児支援センターの3年間の相談支援状況について)

福祉班 2回/年の会議

- <第1回> 9/30(火) ・災害時の対応について
 - ・災害時の備えについて
 - ・障害児通所支援の利用状況について

令和7年度 佐世保市地域自立支援協議会 子ども部会 事業報告

＜第2回＞ 3/9(月)・報告事項(障害福祉サービスの利用状況等について、未来ふくしプロジェクトについて、きょうだい当事者のお話を聴く会について、自閉症啓発デーについて)

(参考) こどもふくし協議会

障がい児童の支援に関する事業所間の連携しやすい関係を構築し、障がい児通所支援事業所の職員の質及び事業所の質の向上につながるよう交流／研修を行い、佐世保市の障害児支援の発展に寄与することを目的とする。

・(活動内容) 定例会(勉強会)、調査・研究、等

■専門部会での課題解決にむけた対応について

(福祉班) 放課後デイサービスからのステップアップについて、受け入れ先の確保について検討中

(医ケア班) 医療的ケア児の通所事業所不足について、児童発達支援センターへ受け入れについて議題の提案

■スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医ケア班	予定	運営内容検討	→						運営内容検討	→			第2回部会
	実績					第1回部会							第2回部会
福祉班	予定	運営内容検討	→						運営内容検討	→			第2回部会
	実績						第1回部会						第2回部会

令和8年1月25日、こどもふくし協議会・就労支援協議会・相談支援連絡会・生活介護協議会で協力して、当事者・保護者・支援員それぞれの立場からの、進路選択、将来への不安などについてお話いただく座談会(SASEBO 未来ふくしプロジェクト)実施。市民の方に福祉サービス利用について広報できるようなブースも設置し、座談会と併せて参加者数121名。

■専門部会名 子ども部会

■部会員

- (医ケア班構成員) 小児科医1名、訪問看護1名、親の会1名、相談支援事業所1名、障がい児通所事業所2名、支援学校1名、幼稚園保育園2名
児童発達支援センターさんりんしゃ、教育委員会、保育幼稚園課、すこやか子どもセンター、子ども政策課、地域福祉推進室、医療政策課
オブザーバー：長崎県医療的ケア支援センター
- (福祉班構成員) 親の会1名、相談支援事業所1名、障がい児通所事業所2名、支援学校1名、子ども支援課(学童担当課)、保育幼稚園課、
すこやか子どもセンター、子ども発達センター、教育委員会、ファミリーサポートセンター

※構成員は、協議内容等により今後も追加予定 オブザーバーとしての行政参加について協議内容に関係する部署の参加を依頼する

■目的

子どもに関わる関係機関が集まり課題について協議し、佐世保市の障がい児福祉をより良いものとする。
障がい児に対する福祉の支援の質の向上に向けた研修を行う。

■活動内容

医ケア班

- ・2回/年の会議
開催前に、事前アンケートを実施し、協議課題の選定を行う予定

福祉班

- ・2回/年の会議
令和7年度第2回会議の協議内容から次の課題選定を検討

(参考) こどもふくし協議会

障がい児童の支援に関する事業所間の連携しやすい関係を構築し、障がい児通所支援事業所の職員の質及び事業所の質の向上につながる
ように交流/研修を行い、佐世保市の障害児支援の発展に寄与することを目的とする。

- ・(活動内容) 定例会(勉強会)、調査・研究、等

令和8年度 佐世保市地域自立支援協議会 子ども部会 事業計画

■スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医ケア班	予定		運営内容検討	→		第1回部会				運営内容検討	→		第2回部会
	実績												
福祉班	予定		運営内容検討	→		第1回部会				運営内容検討	→		第2回部会
	実績												
研修会周知	予定	必要時	→										
	実績												

■専門部会名 就労支援部会

■部会員

佐世保市障がい福祉課3名、長崎県障害者就業・生活支援センター1名、ハローワーク1名、長崎県障害者職業センター1名、若者サポートステーション1名、特別支援学校（高等部進路指導主事）5校各1名、就労支援事業所4名 合計：16名

■目的

- ・関係機関の連携
- ・障がいのある方の企業における雇用機会の拡大
- ・障がい者の工賃向上
- ・支援者のスキルアップ

■活動内容

- ・第1回 令和7年10月9日

議事：●佐世保市の障害者雇用状況について（ハローワーク 長崎県北障害者就労・生活支援センター）

令和6年度障害者就職件数319件 特に精神保健福祉手帳所持者の就職件数が伸びている

●就労選択支援について（障がい福祉課）

令和7年10月より開始。佐世保での事業所1か所指定あり。今年度については、事業が開始されたばかりということもあり

今まで同様、就労移行事業所での就労アセスメントでのB型利用は継続していく。支援学校については今後の利用等含めて障がい福祉課より説明会開催の希望あり

●一般就労における定着支援について（各関係機関の支援状況）

- ・第2回 令和8年2月12日

議事●令和8年度の就労選択支援開始における課題について アセスメント方法など

●Sasebo 未来プロジェクト報告 ガイダンスを中心に実施。当事者からB型から一般就労に至るまでの気持ちや、支援者からの自立に向けた支援など

■その他

- ・ Sasebo 未来プロジェクト 令和8年1月25日開催

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
就労支援部会	予定	運営内容検討	→					第1回部会	→				第2回部会	来年度運営内容検討	

（参考）佐世保地区障がい者就労支援協議会

障がい者の就労を支援する関係機関とのネットワークを構築し、障がい者の一般就労を促進とした協議会等を開催することを目的とする。

- ・（活動内容）定例会、研修会、福育マルシェ、共同受注窓口

■専門部会名 就労部会

■部会員

佐世保市障がい福祉課3名、長崎県障害者就業・生活支援センター1名、ハローワーク1名、長崎県障害者職業センター1名、若者サポートステーション1名、特別支援学校（高等部進路指導主事）5校各1名、就労支援事業所4名 合計：16名

■目的

- ・関係機関の連携
- ・支援者のスキルアップ
- ・障がいのある方の企業における雇用機会の拡大
- ・障がい者の工賃向上

■活動内容

- ・2～3回／年の会議の実施 10・2月をめぐりに実施する

(参考) 佐世保地区就労支援協議会
障がい者の就労を支援する関係機関とのネットワークを構築し、障がい者の一般就労を促進とした協議会等を開催することを目的とする。
・(活動内容) 定例会、研修会、福育マルシェ、共同受注窓口

- ・3回／年の研修会実施

■地域課題（自立支援協議会へ議題提案があるときに記載/前年度の報告を参照）

■スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
就労部会	予定	研修	研修	/	/	第1回 部会	第1回 自立支援協議会 研修	/	第2回部会 研修	研修		第3回部会 研修	第2回 自立支援協議会

Sasebo 未来プロジェクトについては令和8年度も継続予定。実施方法については実行員会（1回／月）にて検討中。令和7年度実施したガイダンスを中心にやっていく予定。その中で障害者雇用や障害者就労の啓発理解を行っていく。

障害者雇用関係機関と障害者就労事業所がつながり情報共有することで、お互いの状況を理解し、障害者の働く場所、支援の力を広げていくことを目的に研修会等を継続していく。

令和7年度 佐世保市地域自立支援協議会 精神地域支援部会 事業報告

- 専門部会名 精神地域支援部会
- 部 会 員 (医 療) 精神科病院精神保健福祉士1名 精神科訪問看護ステーション看護師1名
(福 祉) 地域移行相談支援事業所相談支援専門員1名 グループホーム職員1名 就労支援事業所職員1名
(地 域) ふたばの陽1名 ゆみはり会1名 民生委員1名
* 任期は原則3年。部会員等の追加および協議内容による臨時的な参加については、部会において決定する。
- 目 的 精神障がい者が地域で安心して自分らしく生活できるために、精神障がい者に関わる関係機関が地域課題について協議し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図る。
- 活 動 内 容 2回/年の会議
(1) 第1回 令和7年8月29日(金) 15:00~16:30
・事務局より、佐世保市の精神障がいの現状報告
・「地域移行に向けた支援の具体的方法」を進めていくため、精神科長期入院患者が地域で生活していくために利用できるサービスや相談窓口について、わかりやすく伝えるための媒体「地域移行支援ハンドブック」について意見等を聴取。
(2) 第2回 令和8年2月4日(水) 15:00~16:30
・「地域移行支援ハンドブック」の内容・活用について協議
- 地 域 課 題 地域自立支援協議会への提案議題はなし
- 研 修 精神障がい者地域移行支援事業関係者連絡会研修会(2回/年)
対象:精神障がい者の地域移行支援事業の関係機関の実務担当者
第1回 令和7年7月4日(金) 14:00~16:00
「精神科長期入院者の退院後支援に向けた医療と福祉の連携」
講師:訪問看護ステーションこころ佐世保 百村祐樹 所長
第2回 令和8年1月30日(金) 14:00~16:00
「精神障がい者の地域生活を支える医療と福祉の連携」
講師:あいず訪問看護ステーション 宇野哲平 所長/社会福祉法人蓮華園 さくら坂 木山 孝裕 施設長

■スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
精神地域 支援部会	予定					第1回 専門部会						第2回 専門部会	
	実績					第1回 専門部会						第2回 専門部会	
(研修) 精神障がい者 地域移行支援 事業関係者 連絡会研修会	予定				第1回精神障がい者 地域移行支援事業 関係者連絡会研修会						第2回精神障がい者 地域移行支援事業 関係者連絡会研修会		
	実績				第1回精神障がい者 地域移行支援事業 関係者連絡会研修会						第2回精神障がい者 地域移行支援事業 関係者連絡会研修会		

令和8年度 佐世保市地域自立支援協議会 精神地域支援部会 事業計画

- 専門部会名 精神地域支援部会
- 部 会 員 (医 療) 精神科病院精神保健福祉士1名 精神科訪問看護ステーション看護師1名
(福 祉) 地域移行相談支援事業所相談支援専門員1名 グループホーム職員1名 就労支援事業所職員1名
(地 域) ふたばの陽1名 ゆみはり会1名 民生委員1名
* 任期は原則3年。部会員等の追加および協議内容による臨時的な参加については、部会において決定する。
- 目 的 精神障がい者が地域で安心して自分らしく生活できるために、精神障がい者に関わる関係機関が地域課題について協議し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図る。
- 活 動 内 容 2回/年の会議
(1) 第1回 令和7年度に協議した「地域移行支援ハンドブック」の活用について、部会で取り組みを検討する。
(2) 第2回 第1回と同様に部会での取り組みについて検討し、取り組み内容を実施していく。
(3) 作業部会は部会の具体的な取り組みを検討するため、必要に応じて実施する。
- 地 域 課 題 地域自立支援協議会への提案議題があるときに記載
- 研 修 精神障がい者地域移行支援事業関係者連絡会研修会(2回/年)
対象：精神障がい者の地域移行支援事業の関係機関の実務担当者
※内容検討中

■スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
精神地域 支援部会	予 定					第1回 専門部会						第2回 専門部会	
地域移行支援 事業関係者 連絡会研修会	予 定				第1回精神障がい者 地域移行支援事業 関係者連絡会研修会						第2回精神障がい者 地域移行支援事業 関係者連絡会研修会		

■専門部会名 相談支援部会（令和5年3月20日設置）

■部会員

基幹相談支援センター5名、させぼ地区相談支援連絡会2名、佐世保市障がい者相談員2名（身体、知的）、佐世保市社会福祉協議会1名、佐世保こども・女性・障害者支援センター1名、佐世保市地域自立支援協議会「就労支援部会」1名、佐世保市地域自立支援協議会「精神地域支援部会」1名、こどもふくし協議会1名
 ※構成員は、協議内容等により今後も追加・変更予定。オブザーバーとしての行政参加について協議内容に関係する部署の参加を依頼する。

■目的

佐世保市に住む障がい等のある方が、地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援の発展及び拡充を図るための協議の場とする。
 「自分らしく住みたい街させぼ」 「地域で支えあい共につくる未来」

■令和6年度活動内容

- <第1回>・昨年に引き続き、「居宅介護（特に視覚障がい者に対するサービス）におけるヘルパー不足について」を議題とし、「移動支援の単価と利用できる対象の方の見直し」「同行援護サービスの利用意向の確認について」等協議を行った。
- ・「児童から大人へのサービス移行…情報の繋ぎ方について」を議題とし、サービス利用までの流れのフローチャートの見直し等の協議を行った。
 - ・「させぼ地域基幹相談支援センターの設置について」を議題とし、させぼ地域基幹相談支援センター業務概要について説明を行った。

<第2回>・「障がい福祉サービスから介護保険への段階的移行と社会資源活用について」を議題とし、協議を行った。

■地域課題 地域自立支援協議会への提案議題はなし

■スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談支援部会	予定	運営内容検討	→				第1回部会 (9/17開催)	→				第2回部会 (2/16開催)	来年度運営 内容検討

■専門部会名 相談支援部会（令和5年3月20日設置）

■部会員

基幹相談支援センター5名、させぼ地区相談支援連絡会2名、佐世保市障がい者相談員2名（身体、知的）、佐世保市社会福祉協議会1名、佐世保子ども・女性・障害者支援センター1名、佐世保市地域自立支援協議会「就労支援部会」1名、佐世保市地域自立支援協議会「精神地域支援部会」1名、子どもふくし協議会1名

※構成員は、協議内容等により今後も追加・変更予定。オブザーバーとしての行政参加について協議内容に関係する部署の参加を依頼する。

■目的

佐世保市に住む障がい等のある方が、地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援の発展及び拡充を図るための協議の場とする。

「自分らしく住みたい街させぼ」 「地域で支えあい共につくる未来」

■令和8年度活動内容

・2～3回／年の会議

<第1回> ・令和7年度から引き続き、「障がい福祉サービスから介護保険への段階的移行と社会資源活用について」の検討

<第2回> ・第1回協議内容の議題を再度検討予定。

■地域課題（自立支援協議会へ議題提案があるときに記載）

■スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談支援部会	予定	運営内容検討	→				第1回部会	→				第2回部会	来年度運営内容検討

指定就労継続支援B型事業所の新規指定調整の解除について

令和8年8月1日から、指定就労継続支援B型事業所の新規指定調整を解除いたします。

1 新規指定調整について

指定就労継続支援B型事業所（以下「B型事業所」といいます。）については、平成31年1月から令和7年度末まで利用見込みを上回る定員が確保できているとして、新規および増員は認めない新規指定調整（以下「指定調整」といいます。）を実施しています。

しかしながら、昨年までの市内B型事業所の利用実績によれば、利用者数は増加傾向であり、令和8年度以降は利用見込みが定員数を上回り定員不足が生じる見込みです。このような状況を踏まえ、市内B型事業所における適切な人員配置による指定基準の遵守および作業環境の向上を図るとともに、利用者にとっては就労先の選択肢を広げ、様々なニーズに対応できるようにするため指定調整を解除いたします。

2 実施時期

通常の新規指定までの事務処理に要する期間を考慮して、現在の指定調整を令和8年7月31日まで継続し、指定調整の解除を令和8年8月1日といたします。

表1：市内のB型事業所の定員及び利用実績・見込み

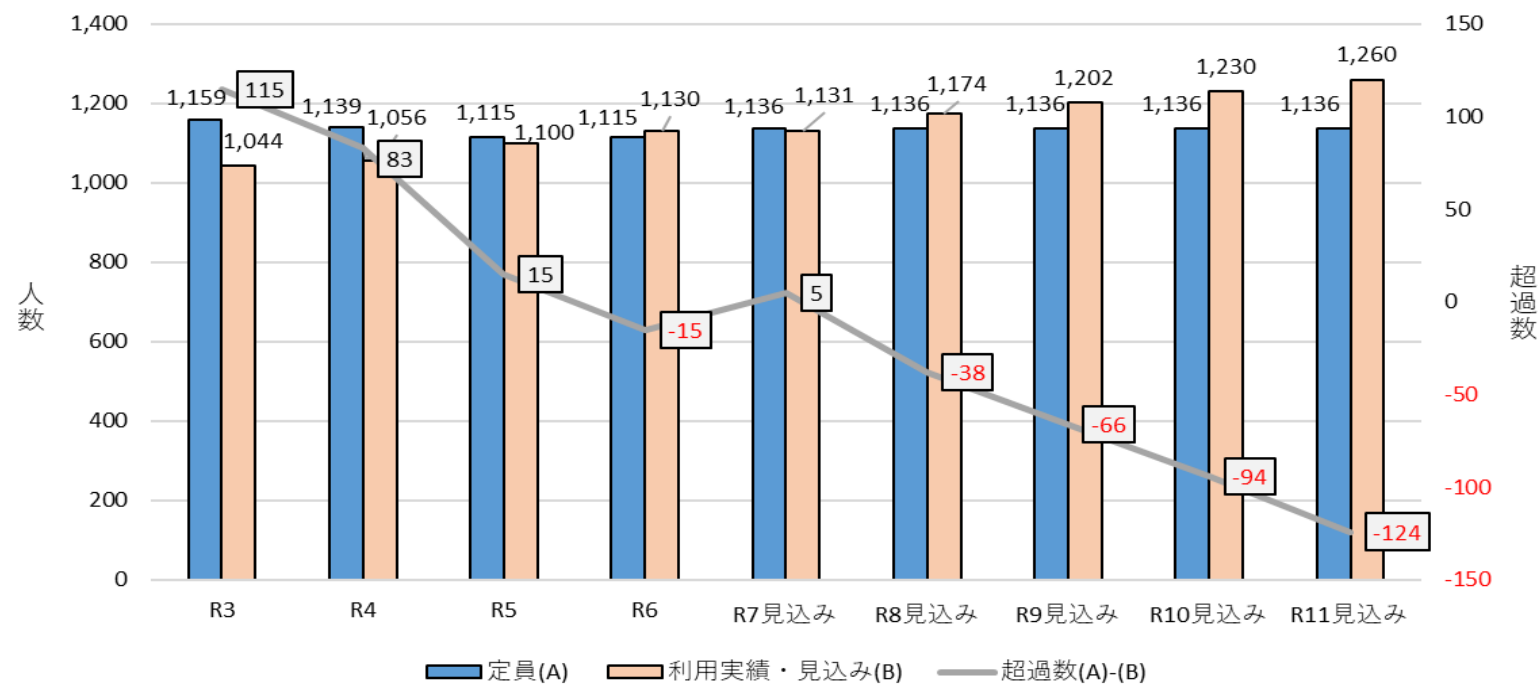
○令和8年度の市内事業所の利用見込み1,174人と定員1,136人を比較すると38人の定員不足が生じる見込みです。

年度	R3	R4	R5	R6	R7見込み	R8見込み	R9見込み	R10見込み	R11見込み
定員(A)	1,159	1,139	1,115	1,115	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136
利用実績・見込み(B)	1,044	1,056	1,100	1,130	1,131	1,174	1,202	1,230	1,260
超過数(A)-(B)	115	83	15	-15	5	-38	-66	-94	-124

※定員については4月1日現在

※利用実績・見込みについては月平均利用者数

図1：市内のB型事業所の定員及び利用実績・見込み



3 根拠法令等について


障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条において、B型事業所の指定については、サービスの量を定めてするものと規定されています。

また、第7期佐世保市障がい福祉計画においては、今後の方針として、解除の時期については利用状況を確認しながら検討を行うこととしており、上記理由により指定調整を解除することは障がい福祉計画の方針に沿うものです。

4 周知期間等について

市内各法人への通知及びホームページにて周知を実施いたしました。以下スケジュールのとおりです。

■令和8年スケジュール

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
市内事業所通知	中旬以降					
ホームページ掲載	中旬以降					
新規申請事前相談 (指定の3か月前まで)			5月1日まで			
新規申請書等提出 (指定の2か月前まで)			5月29日まで	書類審査等⇒指定通知		
新規指定調整解除						8月1日

5 解除後の取り組みについて

指定調整解除後についても、毎年度指定調整の実施を検討するほか、指導監査課とともにB型事業所の事業内容の把握や確認を行い、必要な指導による適切な運営確保に向けた取り組みを推進していきます。

また、本市では、継続的にサービス事業所向けの基礎講座や専門講座を実施するほか、就労支援ネットワーク事業において就労関係事業所へのスキルアップ研修を実施しており、今後も利用者の賃金向上と事業所スキルの向上に向けた取り組みを継続いたします。

6 参考（就労継続支援B型とは）

就労継続支援B型とは、通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う障がい福祉サービスです。対象者としては、就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者や50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者などです。